

福岡県公報

令和 8 年 1 月 6 日
第 659 号

目 次

告 示 (第 1 号 - 第 3 号)

- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 1
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- ### 公 告
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) …………… 2
 - 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) …………… 2
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) …………… 5

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 5
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) …………… 6
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 7
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) …………… 8

告 示

福岡県告示第 1 号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都郡みやこ町犀川大坂字小辻1839の35、字飯嶽1915の2から1915の4まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第 2 号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字本庄1411
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第 3 号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により次のように告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川帆柱 393 の 23、399

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

山本豊田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
上村 正信	久留米市山本町豊田 548 番地 1

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和 45 年福岡県規則第 43 号）第 3 条第 1 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更しようとする都市計画の種類

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 1 月 30 日（金曜日）

福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会 9 時 30 分～10 時 30 分

北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会 11 時 00 分～12 時 00 分

筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会 13時30分～14時30分

筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会 15時00分～16時00分

(2) 場所

福岡県庁地下 1 階行政 2 号会議室（福岡市博多区東公園 7 番 7 号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市圏の現状と課題

(ア) 福岡都市圏の現状

(イ) 福岡都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(イ) 区域区分の方針

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(カ) 災害に強い都市づくりの方針

(キ) 景観に関する都市づくりの方針

(ク) 脱炭素に関する都市づくりの方針

(2) 北九州都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市圏の現状と課題

(ア) 北九州都市圏の現状

(イ) 北九州都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(イ) 区域区分の方針

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(カ) 災害に強い都市づくりの方針

(キ) 景観に関する都市づくりの方針

(ク) 脱炭素に関する都市づくりの方針

(3) 筑後都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要

同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市圏の現状と課題

(ア) 筑後都市圏の現状

(イ) 筑後都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

(イ) 区域区分の方針

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(カ) 災害に強い都市づくりの方針

(キ) 景観に関する都市づくりの方針

(ク) 脱炭素に関する都市づくりの方針

(4) 筑豊都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 圏域の現状と課題

(ア) 筑豊都市圏の現状

(イ) 筑豊都市圏の課題

イ 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 都市づくりの目標

(ウ) 基本的事項

ウ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の有無

エ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 都市構造の形成方針

(イ) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(ウ) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(エ) 市街地開発事業に関する都市計画の決定の方針

(オ) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(カ) 災害に強い都市づくりの方針

(キ) 景観に関する都市づくりの方針

(ク) 脱炭素に関する都市づくりの方針

(5) 閲覧

令和 8 年 1 月 7 日（水曜日）から同月 20 日（火曜日）までの間、福岡県建築都市部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を令和 8 年 1 月 20 日（火曜日）（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3 の(5)の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の 30 分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園 7 番 7 号 電話 092-643-3711）に対して行うこと。

公告

宮部土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 19 項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
坂井 清	大牟田市宮部530番地 2
坂井 孝敏	大牟田市宮部432番地 1
坂井 勉	大牟田市宮部248番地 3
堺 恒人	大牟田市宮部130番地
友清 信一郎	大牟田市宮部427番地

2 退任監事

氏 名	住 所
坂井 和久	大牟田市宮部499番地 4

3 就任理事

氏 名	住 所
坂井 清	大牟田市宮部530番地 2
坂井 孝敏	大牟田市宮部432番地 1
坂井 勉	大牟田市宮部248番地 3
堺 恒人	大牟田市宮部130番地
友清 信一郎	大牟田市宮部427番地

4 就任監事

氏 名	住 所
坂井 和久	大牟田市宮部499番地 4
井形 宏	大牟田市宮部139番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字上府字神木541番 3 から541番 5 まで及び544番 4 から544番 6 まで
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉南区大字貫1850番地 1
株式会社中村工務店
代表取締役 中村 勝

公安委員会

福岡県公安委員会告示第384号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号）第 5 条の 3 第 1 項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県公安委員会

- 講習会の日時、場所
 - 講習会の日時
令和 8 年 2 月 26 日（木） 午前10時00分から午後 5 時30分までの間
 - 講習会の場所
福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室
 - 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
 - 受講可能人員
20名
- 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第385号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和8年1月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署

令和8年2月12日（木） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
令和8年2月18日（水） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県宗像市東郷一丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
令和8年2月19日（木） 午後1時30分～午後4時30分	福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 教養効果測定

(3) 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第386号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和8年1月6日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 8 年 3 月 12 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名
令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18 名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和 8 年 3 月 5 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15 名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

(9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第 387 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 24 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 6 日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和 8 年 2 月 15 日（日） 午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県警察本部 4 階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20 名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前 10 時 00 分～午後 3 時 30 分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチ

- メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円(福岡県領収証紙)を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
 - (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第388号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第24条第2項の規定により告示する。

令和8年1月6日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和8年2月8日(日)午前9時00分から午後0時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。